

【1986年1月27日】政府管掌健康保険の被保険者に関する保険料率並びに健康保険の日
雇特例被保険者に関する保険料額等の変更（諮問書）

社会保険審議会

昭和61年1月27日

社会保険審議会

会長 金澤 良雄 殿

厚生大臣 今井 勇

諮問書

健康保険法第71条ノ4第5項並びに第79条ノ3第2項及び第79条ノ4第2項の規定に基づき、政府管掌健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）に関する保険料率並びに健康保険の日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者及びその事業主の負担すべき額を下記のとおり変更することについて、諮問します。

- 1 政府管掌健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。）に関する保険料率を、昭和59年2月厚生省告示第35号（健康保険法第71条ノ4第5項の規定に基づき政府の管掌する健康保険の保険料率を定める等の件）にかかわらず、昭和61年3月1日から昭和62年2月28日までの間、1000分の83とすること。
- 2 健康保険の日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者及びその事業主の負担すべき額を、昭和60年8月厚生省告示第126号（日雇特例被保険者に関する保険料額並びに日雇特例被保険者及びその事業主の負担すべき額を定める件）にかかわらず、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までの間、別添のとおりとすること。

標準賃金日額の等級	保険料額	日雇特例被保険者の負担すべき額	事業主の負担すべき額
第 1 級	140 円	55 円	85 円
第 2 級	210 円	80 円	130 円
第 3 級	310 円	120 円	190 円
第 4 級	470 円	180 円	290 円
第 5 級	610 円	235 円	375 円
第 6 級	780 円	300 円	480 円
第 7 級	940 円	360 円	580 円
第 8 級	1,160 円	445 円	715 円
第 9 級	1,430 円	545 円	885 円
第 10 級	1,700 円	650 円	1,050 円
第 11 級	1,970 円	755 円	1,215 円